

長野県景観規則の一部改正（案）に対する意見（パブリックコメント）

- 1 実施期間
平成 28 年 8 月 1 日（月）から平成 28 年 8 月 30 日（火）まで（30 日間）
- 2 意見の提出状況
5 件
- 3 意見内容

番号	意見の内容
1	<p>本件改正（案）においては、対象行為の追加（太陽光発電施設の建設）のみであり、景観育成基準の改正は含まれていないように拝察いたします。</p> <p>しかしながら、太陽光発電施設の建設にともない、太陽光の反射の方向によっては、景観を眺望することを妨げる可能性もあるのではないのでしょうか。ことに、道路を車で走行し、山麓や田園の風景に親しもうとするところ、突然に差し込まれる太陽光の反射があれば、不調和な印象を受けてしまいます。</p> <p>そこで、景観育成基準の改正も視野に入れ、せめて太陽光の反射が道路方向に及ばないような指導ができるようにしていただけないでしょうか。</p> <p>具体的には、(a)都市・田園地域においても隔離の基準（山地・高原地域と同様 10 メートルが好ましいと思われます）を設け、(b)規則第 5 条 1 号の運用として、配置図中に太陽光の反射方向を朱書き、(c)規則第 5 条第 2 号の運用として、周辺道路からの写真（太陽の反射方向を朱書き）の添付、としてはいかがでしょうか。</p> <p>なお、より実効的にするには、様式第 1 号（第 4 条関係）の市町村意見欄に、道路への反射に対する市町村の意見が担保として欠かせないと思われます。（隣接する市町村道〇〇号線への反射につき景観上支障ない／あるため計画変更すること、など）。</p>
2	<p>今、私はピーターラビットの生みの親である「ベアトリクス ポター」になれたらいいのと思っています。できない夢であるかもしれないけれど、そう思われる現実が目の前にあるから。</p> <p>長野県内にある四つの景観重点地区の一つに指定されている原村では、八ヶ岳の裾野に広がる景観が急速に変化しています。地べたに直接設置される太陽光パネルの波が押し寄せてきていて、確実にここの素晴らしい景観が失われつつある現実を憂いを隠しきれません。ベアトリクス ポターが当時の湖水地方一帯の土地を買い、そのままの自然を後世にまで残したように、もしも私にもそうできたらどんなにいいだろうかと思うのです。</p>

この度の景観条例の一部見直しが行われる事には大いに賛成です。一步前進と考えます。

只、結論から言うところの一行が足りません。

『県内の景観重点地区においては地べたに直接設置する事を禁ずる。』

県内には景観重点地区は4地域に設定されていますが、本来もっと重点地区は増やされるべきと思います。

太陽光パネルで問題になっているのは、実は「地べたに直接設置する」というこの一点に尽きます。

全国的に見ても、地べたに置くことがどれだけの弊害をもたらしている事か！

私は太陽光パネル自体に反対ではありません。只、設置場所、設置方法、後世にどう残していくのか将来に向けてもっと吟味することが必要だと思いますが、投資熱と規制不備の為、想像をはるかに超えて無秩序に進められていることに危機感を覚えています。

長野県は、アルプスの山々を拝し、美しい自然が人々を魅了しています。

その中であって、地べたに広がる太陽光は異質なものであり、どう考えても周囲の景観と調和するとは思えません。

届け出の改正案に築造面積が一般地域で1000㎡、重点地区で20㎡を超えるものは届け出が必要と改正案が出ていますが、届け出を出してそれに対して適切な指導・助言を行うとありますが、これはつまり設置する許可を前提にしてあるのですね？それとも、その指導の中に「その場所に設置を認めない！」という指導ができるのでしょうか？

現実それが難しいとなれば、せめて重点地区だけでもその地区の行政の判断のもと、設置禁止地域を設定すべきと思います。

そうでもしなければ景観は守られません。

それができれば、全国に先駆けて他県からの羨望の目が注がれることになるでしょう。

私はイギリスの田舎に学ぶ景観づくりを広く知ってもらいたいと思います。

そこでは厳しい規制のもとに美しい街並み、景観が何百年と続いています。

原村には、昔から農地を開墾してきた農家の方々が作った田園地帯が広がり、グリーンベルト地帯と相まって八ヶ岳を望む素晴らしい景観を形成しています。

景観重点地区 原村のズームラインは、八ヶ岳連峰を見上げ素晴らしい田園風景と森林を走り抜ける主要道路ですが、その途中に地べたに太陽光パネルが並ぼうとしています。

残念なことに、現時点で法的規制は骨抜きであるため結局のところどうしようもないのが現実です。

素晴らしい景観が一つ消えることに、とても悲しく憤りを覚えます。

ただ、ここにも高齢化、農家の継承者不足の問題があり、休耕地をどうするか、その休耕地を短時間に生かす手段の一つとして太陽光パネル設置が進められているという背景があることも事実です。

今後の課題の一つと言えます。

	<p>しかしながら、長野県の素晴らしい景観を望めなくなれば将来的に人々の足が遠のき、移住者の数は減ることが予想されます。長野県のいたるところに価値ある景観が残されているだろうに、一瞬にして失くせばもう何十年と元には戻らないのだから、将来の子供たちにどんな価値ある長野県の財産を残していくのか今真剣に考えていかなければならないと思います。</p>
3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 届出対象の築造面積は、景観上広すぎるので、もっと小さくすべきである。 【理由】1,000㎡といえば303坪であり、一般住宅なら5～6戸も建つ広さである。改正FIT法で20kW以上を掲示義務の対象と予定しており、それに合わせて面積100㎡を超えるものを届出対象とすべきである。（ただし、屋根設置型を除く） 2. 住民説明会を義務付ける。（ただし、屋根設置型を除く） 【理由】近隣の住民にとってパネル設置は景観上快適さが失われる。人口増加のため各種対策を取っている自治体や地域の努力が台無しになりかねない。知らないうちにいきなり工事が始まることのないように、地域住民の理解を得る努力を地主と事業者課すべきである。 3. 地主及び業者の掲示義務を課すべきである。（ただし、屋根設置型を除く。） 【理由】地主及び業者の責任を明らかにするために、地主及び業者名と連絡先を明示した看板を現地に建てることを義務化すべきである。何かあったとき、連絡先が分からないようでは無責任になりかねない。 以上
4	<p>太陽光発電施設についても景観に配慮した改正に至る事、感謝致します。地域に太陽光発電施設の建設が増加してくるにつれ、迷惑になっている事例が数多くあります。住宅のすぐ前後・隣の敷地にパネルが迫り、生活・精神的に支障をきたす例が見られます。耕作地帯に突如、建築が進む例もあります。生活が長期間—20年間、一人の人間が生まれて成人するまで—に亘り、このような影響を受け無くてはならない事は問題だと考えます。災害・水環境への影響、地区の自然保護も重要です。</p> <p>今回の改正では対象面積が一般地域で1,000㎡、重点地域で20㎡となっています。規模が条件に入り、無謀な面積の事業に制限がひとつ増えたこととなります。しかし、問題は面積だけで解決できません。地域や周辺の住民に「迷惑」にならないという点が大前提です。</p> <p>長野県は「山の日」の制定を契機に、長野県の山岳・里山・里・街並みの景色も貴重な財産として認識するようになりました。又、観光県として各地の活性化にも期待しているところです。各地域は歴史あるこの景観・風情に誇りを持ち、新たな移住者を期待しているところです。そこに虫食いのようなあり在り様で、今、太陽光発電施設は駆け込みなのか、増えています。</p> <p>CO2削減のため太陽光発電は必要とされる事業かと思われませんが、環境を破壊し、人々の暮らしを左右するのでは、生活・環境破壊以外の何物でもありません。現に、県外から移住して、家を建て、子どもを育て始めた風光明媚な高冷地（農業者の高齢化が進み、手の入らない土地を発電事業が蝕んでいます。）の若夫婦は住宅の周囲に数多くの太陽光施設が出来た為、この地での子育てを諦めて転居せざるを得ないと決心したと言っていました。退職後に移住してきた方の家の周囲にも大規模な事業が</p>

	<p>進んでいる事例もあります。私の近くではメガ・ソーラーの計画も進んでいます。移住してきた方は、「知っていたら、ここに来る判断はしなかった。」と言います。人生の設計迄狂わされています。</p> <p>今回面積に制限を設けた事と共に、事業者には適正な事業展開のルールを厳格に課して頂きたい。優良事業が素早く適正に進められるように、迷惑事業には厳しく指導出来る事が、今後の再生化のエネルギー事業の展開をスムーズに進められるのではないのでしょうか。今のままだと太陽光発電事業に対する不信感・不満が大きくなるばかりです。問題がある場合には地元の間人間関係も崩れてしまいます。(地主・事業者・建設業者が地元の間人間である事が多いので、新たな問題となっている。そのために以下の事をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明責任は地主・事業者・工事業者の三者が出席し、地区行政の担当者にも同席して貰い、<u>地域住民の意見もきちんと反映させた事業にする事</u>。現在、業者側が一方的に報告しておわり、が説明会になっている。(説明会が開かれない場合もある。) ・説明会での約束が守られていない場合は、完全撤去も可能にする事。(私の区では、手を付けてはいけな斜面を削った。U字溝がずれていた。パネルの支柱が垂直に繋がっていない等、とんでもない工事が行われ、結局地元業者に修復を依頼したという経緯がある場所も、現在撤去はされずに不安のままの生活を続けています。) ・パネルが周囲から見えない措置がされているところが少ない。安全面も考慮して道路ぎりぎりまでの設置はルールづくりをお願いします。 ・県の担当の方には、是非問題事例の現地を知って貰い、生活環境・観光の景観が壊されない適正な太陽光発電が推進出来るようにお願いします。 ・各市町村単位では業者に強く適正な指導出来ていません。市長村に対する詳細な指導事項もルール作りをお願いします。(「県の条例に無いので。」と言われてしまう) ・山ブームの時代、山岳県としては、高所からの眺望も考慮して頂きたい。3000m級の山から見下ろせば、ピカピカしたパネルの虫食いがいたる所に点在していたのでは、「山岳県」の名が泣くと思います。
5	<p>太陽光発電施設を築造面積により届出対象行為に追加することを歓迎します。</p> <p>対象地域に茅野市を追加して欲しいと思います。</p> <p>全域が難しければ、せめて茅野市の山間地域(ハケ岳や蓼科山に近い側)だけでも対象地域に加えていただきたいです。</p>